

## 沖縄県個人情報保護審査会答申第57号 概要

①件名	「告発調書」の不開示決定（適用除外）に対する審査請求について
②開示請求年月日	平成29年9月15日（受理：平成29年9月15日）
③実施機関	沖縄県警察本部長（刑事部捜査第二課）
④決定年月日	平成29年9月26日（沖捜二第1996号）
⑤決定内容	保有個人情報不開示決定
⑥決定理由	条例第58条第2項及び刑事訴訟法第53条の2 (行政機関の保有する個人情報の保護に関する法律第4章の規定が適用されない保有個人情報のため、条例の適用除外)
⑦審査請求年月日	平成29年10月25日（受理：平成29年10月26日）
⑧審査請求の趣旨	本件処分を取り消し、保有個人情報の開示（部分開示を含む。）を求める。
⑨審査請求理由要旨	捜査等に差し障りない範囲における「告発調書」の部分開示は、個別具体的な判断若しくは特段の事情によるものとして認められるべきである。
⑩諮問年月日	平成29年12月21日（沖公委（広相）第38号）
⑪答申年月日	平成30年6月6日
⑫答申内容	<p>○審査会の結論</p> <p>沖縄県警察本部長（以下「実施機関」という。）が行った平成29年9月26日付け沖捜二第1996号の保有個人情報不開示決定については妥当である</p> <p>○審査会の判断理由（概要）</p> <p>(1) 本件対象公文書について</p> <p>審査会において開示決定等に係る保有個人情報を直接見て審議（インカメラ審理）した結果、実施機関が不開示決定を行った公文書は、「平成27年2月17日付け告発調書の写し」（以下「本件対象公文書」という。）である。</p> <p>(2) 条例第58条第2項及び刑事訴訟法第53条の2の該当性について</p> <p>ア 「刑事訴訟法第53条の2」について</p> <p>同条は、「訴訟に関する書類及び押収物に記録されている個人情報については、行政機関の保有する個人情報の保護に関する法律（平成15年法律第58号）第4章（中略）の規定は、適用しない。」と規定している。</p> <p>イ 「訴訟に関する書類」について</p> <p>刑事訴訟法上、「訴訟に関する書類」とは、被疑事件・被告事件に関して作成され、又は取得された書類であり、不起訴記録も含まれると解されており、本件対象公文書は詐欺被疑事件に関するものであり、検察庁に書類送致され、不起訴となっているものであることから、「訴訟に関する書類」に該当する。</p> <p>ウ 「条例第58条第2項」について</p> <p>本項は、「第3章の規定は、行政機関の保有する個人情報の保護に関する法律その他の法律の規定により、行政機関の保有する個人情報の保護に関する法律第4章の規定が適用されない保有個人情報（前項各号に掲げるものを除く。）については、適用しない。」と規定している。</p> <p>したがって、本件対象公文書については、条例第58条第2項で定める適用除外の保有個人情報に該当するため、実施機関の判断は妥当である。</p>